災害危険区域内の建築認定基準

（広島県建築基準法施行条例第４条ただし書き）

申請のがけ面は，下記の一に該当し認定基準を満たしている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　１．敷地の状況によるもの | | |
|  | ① | がけ下の場合  ・建築物の位置が，そのがけの上端からの水平距離でがけの高さの１.７倍を超えている |
|  | ② | がけ上の場合  ・建築物の位置が，そのがけの下端からの水平距離でがけの高さの１.７倍を超えている |
| □　２．建築物による措置 | | |
|  | ① | がけ下の場合  ・がけに面する部分が鉄筋コンクリート造等となっている。（原則開口部は設けない） |
|  | ② | がけ上の場合  ・基礎の根入れ等が安息角に入っている。（認定工法以外の鋼管杭を用いる場合は肉厚6㎜以上） |
| □　３．がけ面による措置 | | |
|  | ① | ・都市計画法又は宅地等造成規制法の規定による検査済証が交付されている。  　（許可区域外にがけが隣接したものは除く。） |
|  | ② | ・建築基準法施行令第１３８条第１項第５号に規定する擁壁の検査済証が交付されている。 |
|  | ③ | ・公共機関により崩壊防止等の措置が講じられ，維持管理されている。 |
| □　４．その他による措置 | | |
|  | ① | ・敷地内外に擁壁等の措置が講じられ，安全性についての考察がなされている。 |
|  | ② | ・地域の特性に即し，十分な技術的根拠をもって計画されている。 |